

事務連絡
令和7年11月28日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和7年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の拡充について（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日閣議決定された令和7年度補正予算（第1号）案において、2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が追加計上されました。

今般の措置の概要は別添1のとおりです。また、重点支援地方交付金に関する現時点の暫定的な取扱いについて、下記のとおり整理しました。なお、これらは、今後の国会で補正予算が成立することが条件となり、現時点で成立を予断するものではありませんが、地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただくため、参考としてお示しするものです。国会において補正予算が成立した場合には、改正後の制度要綱や交付限度額、手続き等については後日改めて通知します。

都道府県及び市区町村におかれましては、上記を踏まえ、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り年内での予算化に向けた検討を引き続き進めていただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、府内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市区町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いします。

2. 重点支援地方交付金の交付対象事業等について

(1) 交付対象事業

○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業に基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和7年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業

○推奨事業メニュー

以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

【生活者支援】

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

【事業者支援】

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、N P O 法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転

灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

○ 「①食料品の物価高騰に対する特別加算」について

今般の補正予算案において計上された食料品の物価高騰に対する特別加算（0.4兆円）については、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。

この活用に当たっては、支援対象者や支給方法、支給額などの具体的な事業内容については、各市区町村にご判断にいただくこととしております。また、事業内容として、生活者への食料品の支援が含まれる場合は、広く消費下支えの取組に活用いただくなど、柔軟に活用していただく予定としております。

詳細については別添2をご参照ください。

(2) 対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人工費

地方公共団体の職員の人工費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用

（物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる）

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 4 条第 2 項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和 7 年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
 - ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和 12 年度末^{*}まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和 9 年度末^{*}までに廃止するものであること
- ※ 令和 7 年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
(「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。)

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

3. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

(各府省庁からの情報提供について)

「「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和 7 年 11 月 21 日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であつて広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されておりますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にしていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和 4 年 11 月 4 日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(事務コストの削減等について)

事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添 3 を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

4. 地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、予算計上時期、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いします。

<関係資料一覧>

別添1 重点支援地方交付金の追加

別添2 食料品の物価高騰に対する特別加算について

別添3 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー <追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算案

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
 - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

令和7年度補正予算（案）重点支援地方交付金 食料品の物価高騰に対する特別加算について

別添2

- 令和7年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算すること**としています。
- 本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくこと**としています。

✓ 支援の対象・方法・支給額など

- 全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。
- 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

[例) * 対象：低所得者世帯や高齢者世帯、子育て世帯に限定など * 方法：商品券、電子クーポン、現物支給、現金など
* 支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など]

✓ 特別加算分の交付限度額の扱い

- 食料品の物価高騰に対する特別加算が措置される市区町村については、交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

✓ その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

- 事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
- 国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
- 事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

- 事業内容は、他のメニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。
 - 市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくことが可能。
-
- 支援対象や支援方法に何か制限はあるのか。
 - 全国一律に実施するものではなく、支援対象・方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。
-
- 食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められているものなのか。
 - 食料品の物価高騰への支援として措置する4,000億円の特別加算について、国民1人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模感であることを分かりやすく示したものであり、全国一律に1人当たり3,000円を支給することを求めるものではない。
 - この特別加算は、市区町村において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施していただけるよう措置するものであり、その活用については、各市区町村において地域の実情に応じた事業を実施していただくことが可能。
-
- 支援を行う経費として認められるのは、食料品に限られるのか。
 - 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

- 食料品の物価高騰に対する特別加算分について、地方公共団体への交付限度額の通知に際して、その枠は明示されるのか。
- 食料品の物価高騰に対する特別加算が措置される市区町村については、交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 本加算は全体の内数として記載されているが、本加算分の交付限度額を超えて事業を実施することは可能か。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援について、食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することは可能。
- 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。
- 令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる。
- 今般新たに食料品の物価高騰に対する特別加算分として4000億円措置されたことを踏まえて、既存事業の積み増しを行うなど、当該事業の拡充等を行うことを期待。
- 商品券等の配布事業に取り組む場合の留意事項はあるか。
- 商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討すること。

○ 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。

- 特別加算分については、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算したもの。
- この活用に当たっては、生活者への食料品の支援を含むものであれば、必ずしも、食料品に限定した事業ではなく、例えば日用品にも使える商品券や電子ポイントの給付などであっても活用可能である。また、従来実施されている学校給食費の支援やこども食堂への支援などに加算するなど、広く生活者への食料品の支援となるものとしても活用可能である。
- こうした観点から生活者への食料品の支援に必要な事業を実施していただいた上で、地域の実情を勘案して、本特別加算分について他の事業に活用する必要がある事情がある場合には、個別にご相談いただきたい。

○ 食料品の物価高騰に対する特別加算について、事務連絡上では市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。

- 本特別加算は市区町村に対して措置されたものであるため、都道府県には措置されないが、都道府県において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援の事業を実施することも可能。

国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

【事業ホームページにおける掲載例】

例①

「燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、ガソリン等の購入に使える燃料券を配布します。」

例②

「物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。減免対象者は・・・」

The screenshot shows the homepage of a local government website. The logo consists of a stylized flower icon followed by "○○市". The navigation menu includes "ホーム", "暮らし", "子育て", "健康・福祉", and a search bar.

○○市水道基本料金負担軽減対策事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。

【事業リーフレットにおける掲載例】

例①

リーフレット内に「この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています」と記載。

例②

リーフレットタイトルを「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業／重点支援地方交付金活用事業 ○○町省エネ家電買替促進補助金」とする。

国 の 重 点 支 援 地 方 交 付 金 活 用 事 業

○○町省エネ家電買替促進補助金

受付期間 令和7年〇月×日～令和8年〇月×日

受付場所 ○○町役場5階 専用窓口 平日8：30～16：00

対象家電 ...

補助額最大△万円

※この他上記以外の方法でも、国民の皆様に重点支援地方交付金を活用したことが伝わるよう、明記をお願いします。